○国土交通省告示第七百八十二号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十二年七月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

(一) 登録番号　13
(二) 登録基幹技能者講習実施機関の名称
全国圧接業協同組合連合会
(三) 変更後の代表者の氏名　大場　毅夫
(四) 変更年月日　平成二十二年七月八日

国会事項

衆議院

報告書受領

七月十六日内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくネパール国際平和協力業務実施計画の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくネパール国際平和協力業務の実施の状況の報告

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告

叙位・叙勲

○叙位

（副検事）
従四位に叙する
小田　洋
従五位に叙する
播磨　恒
正五位に叙する
粟田　隆夫　白神　進
戸谷　義雄　吉原　正人
従五位に叙する（各通）
大澤　秀行　長瀬　長正
正六位に叙する（各通）
佐藤　忠義
従六位に叙する
島田　恒夫　武藤　瞳
正七位に叙する（各通）
山本　榮吉
従七位に叙する（以上六月二十一日）
中村　芳郎
従四位に叙する
久野　隆作
従五位に叙する
本間　弘
正六位に叙する
木下　義雄
従六位に叙する
杉井治一郎　小田　保友
角田　文男　瀧澤　三吾
湯本又司郎　東　暁太郎
黒河　弘
正七位に叙する
向　良秋
従七位に叙する（各通）（以上六月二十二日）
岡　達三
西浦　廣明
山田　直勝
菅原三千祐
浅田　勝夫
中村　武本
角　秋與
従五位に叙する（各通）
笠原　健司
沼田　義典　雪野　茂
正六位に叙する（各通）
大越　雅善
丹羽　利光
三浦　公三
芝崎　良次
山本榮一郎
正七位に叙する（各通）
水上　智
吉田　昭友
従七位に叙する（各通）（以上六月二十三日）
中山　幹造
（三重大学名誉教授）
有田　正史
正五位に叙する
佐々木正芳
徳田　善亮
正六位に叙する（各通）
坂本　康文
山元　武義
従六位に叙する（各通）
鈴木　重晴
吉川金之介
正七位に叙する（各通）（以上六月二十四日）
塙　勇三郎
従五位に叙する
小川　博
正六位に叙する
千葉　俊一
従六位に叙する（各通）（以上六月二十五日）
井下　達雄
従五位に叙する
中嶋　哲夫
正六位に叙する（各通）
牧野　文雄
従六位に叙する（以上六月二十六日）
村上　博信
従三位に叙する
伊藤　裕
正六位に叙する（以上六月二十七日）
（新居浜工業高等専門学校名誉教授）
平木　弘一
従四位に叙する（六月二十八日）

○叙勲

磯貝　享男　今井今朝禧　萩原　俊雄
旭日単光章を授ける（各通）（六月二十一日）
折祖　利昭　曽根　喜一
高橋　昭午　本間新三郎
旭日単光章を授ける（各通）（六月二十二日）
石川　弘毅
旭日双光章を授ける
伊井　泰二　織田　**鋲**
川上　輝雄　古越　儀一
旭日単光章を授ける（各通）（以上六月二十三日）
小田　洋
瑞宝小綬章を授ける
粟田　隆夫　大澤　秀行
島田　恒夫　吉原　正人
瑞宝双光章を授ける（各通）
浦澤　久枝　坂本　一夫　松本　一之
武藤　瞳　山本　榮吉
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十一日）
飯田　好明　木下　義雄　黒河　弘
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　正樹　杉井治一郎　中村　秀顯
東　暁太郎　向　金義　向　良秋
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十二日）
岡　達三
西浦　廣明
山田　直勝
（検事）
小川　博
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大越　雅善　笠原　健司　角　秋與
北村　吉一　丹羽　利光　三浦　公三
瑞宝双光章を授ける（各通）
飯田　哲弋　上田三千年
齋藤　秀男　夏目　光秋
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十三日）
中山　幹造
（三重大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
有田　正史
瑞宝小綬章を授ける
齋藤　卓造　坂本　康文　佐々木正芳
佐藤　薫　須崎　哲哉
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上六月二十四日）
小川　博　佐藤　司郎　千葉　俊一
瑞宝双光章を授ける（各通）（六月二十五日）
井下　達雄　牛木　達郎
中嶋　哲夫　牧野　文雄
瑞宝双光章を授ける（各通）（六月二十六日）
（判事）
村上　博信
瑞宝中綬章を授ける
伊藤　裕
瑞宝双光章を授ける（以上六月二十七日）
（新居浜工業高等専門学校名誉教授）
平木　弘一
瑞宝小綬章を授ける（六月二十八日）
合原　義彌
瑞宝単光章を授ける（六月二十九日）